

# 埼玉経済

## 中小企業 診断士による 経営 Q&A

中小企業  
診断士による  
経営  
Q&A

社員7人のプラスチック部品製造業M社を経営しています。最近、知り合いの会社で社長が亡くなり、息子が後を継いだものの遺産争いでトラブルになり、会社の経営も混乱していると聞きました。うち最も長男への事業承継を考えていますが、他に子どもが2人いるので、トラブルにならないか心配です。

A

事業承継には「経営」の承継と「財産(経営権)」の承継があると言われています。会社の理念やノウハウを後継者に引き継ぐことも大事ですが、会社の経営権を後

もがいる場合は、社長の財産の間で合意を得ておくことは起こりません。そこで、全ての株式を後継者に引いて、金の株式を後継者に引き継ぐことが可能になります。トラブルにならないか心配です。

## 事業承継への準備は

経営権(株式)を後継者に移転するには相続、贈与、売買といった方法があります。

何も対策をしなかつた場合、現社長が亡くなつたときに相続により株式が移転されることがあります。

が大事ですが、トラブルに発展することも考えられるため、対策を考えておく必要があります。

対策の一つとして、中小企業財産に含めて計算するといふ制度がありますので、やはり株式が分散してしまつ可能性があります。売買による移

しかし、後継者以外に子どもがいる場合は、社長の財産の間で合意を得ておくことは起こりません。そこで、金の株式を後継者に引き継ぐことが可能になります。経営の安定性が損なわれる可能性があります。

しかし、株式のほかに財産がほとんどない場合は、合意がほとんどない場合、金調達手段として、日本政策金融公庫の「事業承継・集約資金」や信用保証協会の特別保証枠を利用することができます。

いずれにしても、「事業承継」は事前の準備が大切です。そこで私たち中小企業診断士などの専門家に早めの相談をすることがよろしく思われます。

(中小企業診断士 古屋草雪)

埼玉新聞 経済欄

連絡先は一般社団法人埼玉県中小企業診断協会(☎048・762・3330)